

旧	新
<p>頁</p> <p><b>第2章 戦略的地震防災対策指針の基本的考え方</b></p> <p>7 <b>1 戦略的地震防災対策指針の位置づけ</b>  (3) 地震防災対策特別措置法第1条の2に定める地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標に位置付け、第4次京都府地震防災緊急事業五箇年計画を見直すこととする。</p> <p><b>第3章 戦略的地震防災対策指針</b></p> <p>12 <b>1 基本理念</b>  (略)  京都府ではこれまでから指針及び推進プランを策定し、地震防災対策に取り組んできたところであるが、東日本大震災への支援や府内で相次ぎ発生した水害による災害対応等で得られた経験や教訓を活かすとともに、今後発生が想定される南海トラフ地震等の被害に備えた対応を講じることにより、地震等の災害に対して従来の対策を超える徹底した災害対策に迅速に取り組んでいくことが必要となる。  (略)</p> <p><b>3 具体目標</b></p> <p>19 (4) 主要な施策項目の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府民の生命と生活を守る</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊対策の推進</p> <p>「第4次京都府地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、人家等に被害を及ぼす可能性がある急傾斜地崩壊対策を推進する。</p> <p><input type="checkbox"/> 消防水利の整備</p> <p>「消防水利の基準」に基づき消火活動等に要する水利の確保を図り、「第4次京都府地震防災緊急事業五箇年計画」(平成23年度～平成27年度)に基づき、耐震性貯水槽168基を整備する。</p>	<p>頁</p> <p><b>第2章 戦略的地震防災対策指針の改定に当たって</b></p> <p>7 <b>1 戦略的地震防災対策指針の位置づけ</b>  (3) 地震防災対策特別措置法第1条の2に定める地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標に位置付け、第5次京都府地震防災緊急事業五箇年計画に反映させることとする。</p> <p><b>第3章 戦略的地震防災対策指針</b></p> <p>12 <b>1 基本理念</b>  (略)  京都府ではこれまでから指針及び推進プランを策定し、地震防災対策に取り組んできたところであるが、東日本大震災や熊本地震等への支援、府内で相次ぎ発生した水害による災害対応等で得られた経験や教訓を活かすとともに、今後発生が想定される南海トラフ地震等の被害に備えた対応を講じることにより、地震等の災害に対して従来の対策を超える徹底した災害対策に迅速に取り組んでいくことが必要となる。  (略)</p> <p>19 <b>3 具体目標</b></p> <p>(4) 主要な施策項目の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府民の生命と生活を守る</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊対策の推進</p> <p>「第5次京都府地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、人家等に被害を及ぼす可能性がある急傾斜地崩壊対策を推進する。</p> <p><input type="checkbox"/> 消防水利の整備</p> <p>「消防水利の基準」に基づき消火活動等に要する水利の確保を図り、「第5次京都府地震防災緊急事業五箇年計画」(平成28年度～平成32年度)に基づき、耐震性貯水槽89基を整備する。</p>